

令和6年度第1四半期の原子力規制検査等の結果 (核物質防護関係)

令和6年8月21日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和6年度第1四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等¹（核物質防護関係）の結果について報告するものである。

2. 原子力規制検査（核物質防護関係）の実施結果

（1）検査の実施状況

原子力規制事務所が中心に実施する日常検査を計画に従い実施した。
本庁が中心に実施するチーム検査を20件実施した。チーム検査の実績は別紙1のとおり。

（2）検査指摘事項

検査指摘事項に該当するものは下表のとおり1件確認された。詳細は、別紙2のとおり。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 ² 深刻度 ³
実用発電用原子炉			
1	関西電力株式会社高浜発電所における核物質防護事案（物理的防護）	立入制限区域境界の一部において、不正な侵入の検知が困難だったもの。※	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

※ 是正措置済み。

第1四半期の各原子力施設の原子力規制検査報告書及び安全実績指標（P I）については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する。⁴

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第1項に規定する検査及び第64条の3第7項に規定する検査をいう。後者の検査については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第4号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

² 重要度：検査指摘事項が核物質防護に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。

³ 深刻度：法令違反等が特定された検査指摘事項等について、核物質防護に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル（SL: Severity Level）により評価する。

⁴ <https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

(3) 検査継続案件

以下の検査気付き事項については、更なる事実確認等のため、継続して検査中である。

○ 福島第二原子力発電所

防護区域外防護対象枢要設備における2人ルールの不徹底
(令和6年6月)

(4) 深刻度評価のみ行った案件

以下の事案については、深刻度「S L III」と評価したものとして令和6年度第14回原子力規制委員会で報告を行い、深刻度の通知を行った。

○ 日本核燃料開発株式会社 不十分な業務管理等によるセル負圧警報機器の単体校正等の点検未実施及び不適切な検査記録の作成 (令和6年6月)⁵

3. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施結果

令和6年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、核物質防護検査を実施したところ、実施計画違反はなかった。

(添付資料)

別紙1 年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

別紙2 原子力規制検査（核物質防護関係）の検査指摘事項

⁵ 令和5年度第4四半期に報告した検査継続案件「日本核燃料開発株式会社 不適切な防護設備の点検保守」と同一案件である。

原子力施設のテロ対策

- 原子力施設のテロ対策は、原子炉等規制法に基づき防護措置を義務付け
- テロリストに対する侵入防止や早期検知するための防護措置は、IAEAの核物質防護に関する勧告文書等に準拠
 - ・多層の区域境界を設定し、フェンス、センサー、監視カメラ等の設置や警備員による巡回、出入管理を実施
 - ・サイバーセキュリティ対策として、外部からのアクセスを遮断
- テロ事案が発生した場合に対処するため、治安機関（警察、海上保安庁）が警備、警戒を実施

